

第3章 目指すべき環境像と環境目標

1. 目指すべき環境像

目指すべき環境像とは、本市がこれからどのような環境を目指して環境施策を推進していくかを示す長期的な目標です。

平成22年3月に策定した第1次計画では、行政・市民・事業者が協働であらゆる環境問題に取り組み、次世代に重荷を負わせることのないように、『人と自然が共生できる「エコタウンおの」の創造（次世代に対して誇りうる環境の創造）』を基本目標に掲げ、環境施策を推進してきました。

これは、「小野市環境基本条例」の内容を具現化したものであり、小野市が引き続き実現を目指していくべき環境面の長期的な目標であることから、第2次計画においても目指すべき環境像として継承しつつ、以下に示すとおり見直しを行いました。

人と自然が共生する「エコ・シティおの」の推進 ～次世代に誇れる環境の保全と創造～



2. 環境目標

目指すべき環境像を実現するため、「低炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」、「地域力」の環境分野ごとに環境目標を設定し、環境施策を展開していくことによって、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

環境目標 1【低炭素】 地球環境への負荷が少ない低炭素なまちづくり

世界共通の喫緊課題である地球温暖化問題の解決に向けては、私たち一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルを実践していくことが重要です。また、本市の地域特性を活かした再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の普及拡大など、地域一体となって環境負荷の低減に取り組んでいくことで、低炭素なまちづくりを推進します。

【主に関連する SDGs の目標】



環境目標 2【自然共生】 多くの恵みをもたらす豊かな自然と共生できるまちづくり

本市は、緑豊かな山地や加古川に代表される河川など、生物多様性に富んだ美しく豊かな自然に恵まれています。私たち一人ひとりが、このような多くの恵みをもたらす自然環境が先人たちから継承されたかけがえのない共有の財産であることを認識し、地域一体となって守り育てていくことで、人と自然とが共生できるまちづくりを推進します。

【主に関連する SDGs の目標】



環境目標 3【資源循環】 限りある資源を大切に資源循環型のまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加や不適正処理等の多くの問題を引き起こしています。そのため、私たち一人ひとりが限りある資源を大切に、地域一体となって廃棄物の3Rに取り組んでいくことで、環境負荷が低減された資源循環型のまちづくりを推進します。

【主に関連する SDGs の目標】



環境目標 4【安全・快適】 歴史・文化を活かした安全で快適なまちづくり

私たちが健康を維持する上で不可欠な生活環境を健全に保つとともに、防災・減災につながる都市環境を整備していくことで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。また、四季折々の魅力が感じられる自然景観や全国に誇るべき歴史・文化を、地域一体となって守り育てていくことで、うるおいや安らぎを実感し、より快適な生活を送れるまちづくりを推進します。

【主に関連する SDGs の目標】



環境目標 5【地域力】 誇りうる環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり

本市が抱える環境問題を解決し、誇りうる環境を次世代に継承していくためには、私たち一人ひとりが地域の環境に対する理解や関心を深め、環境に配慮した行動を積極的に実践していくことが重要です。そのため、地域の様々な場における環境学習・教育の推進や環境情報の積極的な提供により、行政・市民・事業者がそれぞれの責任と役割を理解し、次世代にわたって地域一体となった環境保全活動が継続していくまちづくりを推進します。

【主に関連する SDGs の目標】



3. 計画の体系

5つの環境目標を柱として、環境施策を次頁に示す体系に沿って展開します。

人と自然が共生する「エコ・シティ」の推進
次世代に誇れる環境の保全と創造

環境目標 1【低炭素】
地球環境への負荷が少ない低炭素なまちづくり

省エネルギーの推進

再生可能エネルギーの導入拡大

低炭素型交通への転換

フロン類対策の推進

気候変動への適応

- 公共施設の省エネルギー化の推進
- 家庭・事業所の省エネルギー化の推進
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入
- 家庭・事業所への再生可能エネルギーの導入
- 公共交通機関の利用促進
- 次世代自動車の普及促進
- フロン類の適正な管理
- 気候変動への適応策の検討

環境目標 2【自然共生】
多くの恵みをもたらす豊かな自然と共生できるまちづくり

自然環境の保全

生物多様性の保全

自然とのふれあいの推進

- 森林の保全
- 農地の保全
- 河川・ため池の保全
- 希少野生動植物の保護
- 外来生物対策の推進
- 野生鳥獣・害虫対策の推進
- 自然とのふれあう場と機会の拡充

環境目標 3【資源循環】
限りある資源を大切に資源循環型のまちづくり

廃棄物の3Rの推進

廃棄物の適正処理の推進

- リデュース（発生抑制）の推進
- リユース（再使用）の推進
- リサイクル（再生利用）の推進
- 廃棄物の適正な処理体制の確保
- 不法投棄の防止と監視体制の強化
- 災害廃棄物処理体制の構築
- 事業系廃棄物の適正処理の推進
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築

環境目標 4【安全・快適】
歴史・文化を活かした安全で快適なまちづくり

安全・安心な生活環境の保全

快適な都市環境の保全

- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 騒音・振動・悪臭の防止
- 有害化学物質対策の推進
- 歴史・文化財の保存・継承
- 景観の保全・創造
- 環境美化の推進
- 公園の整備・管理
- 空家等の適正管理
- 人と環境にやさしい公共交通体系の構築

環境目標 5【地域力】
誇りうる環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり

環境学習・教育の推進

環境保全活動の推進

- 環境学習・教育の充実
- 環境学習・教育を支える人材の育成・確保
- 環境に関する情報収集・提供
- 連携・協働による環境保全活動の推進
- 環境保全活動への参加機会の創出

第4章 環境施策の展開

1. 環境目標 1【低炭素】

(1) 省エネルギーの推進

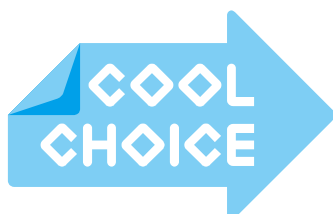
■ 小野市の取り組み

① 公共施設の省エネルギー化の推進

- 「第2次小野市地球温暖化対策率先行動計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。
- 省エネ診断^{※1}等の実施により、省エネルギー設備を公共施設に率先的に導入・更新し、その導入効果を情報提供することによって、市民や事業者への普及促進を図ります。
- 公共施設の電灯や防犯灯等のLED化を推進します。
- 公用車の更新時期に合わせて、環境負荷の小さいハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車をはじめとする次世代自動車等の低公害車の導入を推進します。
- 国が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）^{※2}」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや、アイドリングストップをはじめとする環境に配慮した運転方法であるエコドライブなど、市職員が率先して低炭素社会の実現に向けた行動を実践します。



省エネ診断



「COOL CHOICE」ロゴマーク



エコドライブ講習会

- ※ 1：工場・事業場や家庭等において、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかなど、現状を把握し、省エネルギーに関する改善の可能性を把握するための調査。
- ※ 2：省エネ・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

②家庭・事業所の省エネルギー化の推進

- 節電等によるエネルギー使用量の抑制やエネルギー効率の高い設備の導入など、家庭や事業所で実行可能な省エネルギー対策の内容やその効果について情報提供を行います。
- 無料省エネ診断等について、ホームページや広報誌で情報提供を行い、省エネルギー対策の促進を図ります。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）^{※3}やビル用エネルギー監視システム（BEMS）^{※4}等を活用したエネルギー使用量の「見える化」や、エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）^{※5}やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）^{※6}の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- 環境負荷の小さいハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車をはじめとする次世代自動車等の低公害車の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- 国が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、イベントでのエコチェックの実施や子ども省エネクッキングの開催等によって普及啓発を行っていくことで、市民や事業者の低炭素社会の実現に向けた行動の環を市内に広げます。
- 環境に配慮した運転方法であるエコドライブについて普及啓発を行い、自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ります。
- ISO14001 やエコアクション 21 など、環境マネジメントシステム^{※7}の導入効果等を情報提供し、事業者への普及促進を図ります。



エコチェック



子ども省エネクッキング

- ※ 3：HEMS（ヘムス）は、Home Energy Management System の略称。住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。
- ※ 4：BEMS（ベムス）は、Building Energy Management System の略称。HEMS と同様の考え方で、ビルの省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。
- ※ 5：ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。住宅における1次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用等の創エネにより削減し、年間を通した1次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする住宅。
- ※ 6：ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。ZEH と同様の考え方で、年間を通した1次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにするビル。
- ※ 7：事業者が環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に改善していくための仕組み。主なものとしては、国際規格のISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 が挙げられます。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 「COOL CHOICE」への理解を深め、地球温暖化対策に自主的に取り組みます。	★	★
● 電気やガス等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないよう努めます。	★	★
● 冷暖房機器の使用にあたっては、適切な温度設定（冷房時 28℃、暖房時 20℃）、使用時間の短縮など、適正な使用に努めます。	★	★
● クールビズやウォームビズを実践します。	★	★
● LED 照明や高効率給湯器等の省エネ型製品への買い替えに努めます。	★	★
● 無料省エネ診断等を活用し、効果的な省エネルギー対策に取り組みます。	★	★
● エネルギー監視システム（HEMS・BEMS）を導入して、エネルギー利用の効率化に努めます。	★	★
● 住宅や建築物を新築・改築する際には、ZEH や ZEB を選択するよう努めます。	★	★
● 次世代自動車等の低公害車の購入・利用に努めます。	★	★
● 自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。	★	★
● ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入により、環境負荷の低減に努めます。		★

（2）再生可能エネルギーの導入拡大

■ 小野市の取り組み

① 公共施設への再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備や地中熱利用設備等の再生可能エネルギー設備を公共施設に率先的に導入・更新し、その導入効果を情報提供することによって、市民や事業者への普及促進を図ります。
- 防災拠点となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- バイオマス^{※8}等の未利用エネルギーの活用について、調査研究を推進します。
- 水素エネルギーの有用性や安全性について普及啓発を行うなど、水素エネルギーを本格的に活用する水素社会の実現へ向けた取り組みを推進します。

※ 8：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主なものとしては、稲わら、もみ殻、間伐材、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。

②家庭・事業所への再生可能エネルギーの導入

- 家庭用太陽光発電設備の導入効果について情報発信を行い、未設置の既築住宅や新築住宅への導入が促進されるよう、啓発等を行います。
- また、太陽光発電設備及び発電した電力を効率的に利用することができ、災害発生時の非常用電源としても利用できる家庭用蓄電設備の導入が促進されるよう、啓発等を行います。
- 兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を図ります。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 太陽光発電設備、太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。	★	★
● 蓄電設備を導入し、電気の効率的な利用を図ります。	★	★
● 太陽光発電設備等を設置する際には、地域環境と調和に十分配慮します。		★

(3) 低炭素型交通への転換

■ 小野市の取り組み

①公共交通機関の利用促進

- 「小野市地域公共交通網形成計画」に基づき、自動車に頼りすぎない持続可能な公共交通体系の構築や、公共交通機関の利便性の向上に取り組むことによって、バスや鉄道等の利用を促進します。

②次世代自動車の普及促進

- 環境負荷の小さいプラグインハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進に向けて、充電設備等のインフラの整備を推進します。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 移動の際は、距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車・公共交通機関を利用した移動に努めます。	★	★
● 次世代自動車等の低公害車の購入・利用に努めます。	★	★

(4) フロン類対策の推進

■ 小野市の取り組み

① フロン類の適正な管理

- オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、「フロン排出抑制法」に基づき、機器の点検やフロン類^{※9}の漏えい防止、廃棄時におけるフロン類の適切な回収など、普及啓発や指導に努めます。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 冷蔵庫やエアコン等のフロン類を使用している製品を廃棄する際には、適正に処理します。	★	★
● フロン類の排出抑制を行うとともに、その適正な回収・処理を行います。		★

(5) 気候変動への適応

■ 小野市の取り組み

① 気候変動への適応策の検討

- 気候変動の影響に係る情報収集に努めるとともに、国や兵庫県等の動向を踏まえながら、気候変動への適応策^{※10}の検討を行います。
- 気候変動の影響によって発生リスクの増大が懸念されている熱中症や感染症、局地的な短時間豪雨等の危険性について周知に努めます。
- 局地的な短時間豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、河川下水道対策や流域対策を推進します。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 猛暑日や熱帯夜は熱中症の予防に努めます。	★	★
● 局地的な短時間豪雨等の発生に備えた対策を行います。	★	★

※ 9：炭化水素に塩素やフッ素等が結合した化合物。エアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や溶剤等の用途で活用されてきましたが、オゾン層破壊物質である特定フロンや、オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンがあり、フロン類の排出抑制が課題となっています。

※10：温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減していくための対策。

2. 環境目標 2【自然共生】

(1) 自然環境の保全

■ 小野市の取り組み

① 森林の保全

- 「森林環境譲与税^{※11}」等を活用した森林の適正な管理やその促進につながる取り組みを推進し、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能など、森林が有する多面的機能の維持・発展を図ります。
- 森林ボランティアや事業者との連携を図ることによって、里山林の植樹活動等の森林保全活動の活性化に向けたネットワークの構築や効果的な運用に努めます。
- 「小野市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物への県産木材等の計画的な利用を推進します。



里山林の植樹活動

② 農地の保全

- 農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を図り、農地の荒廃を防ぎ、優良な農地の保全・確保に努めます。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、市内の畜産農家が生産した牛ふん堆肥等を施用する環境保全型農業の普及促進を図り、人と環境にやさしい持続可能な農業を推進します。
- 新規就農者や農業後継者に対する支援を行います。
- 地場農産物の販売促進や学校給食等への使用を通じて、農産物の地産地消を推進します。
- 小学生を対象とした田植え体験教室など、市民が農業や農地の保全に理解を深める機会の創出を図ります。



農地パトロール



田植え体験教室

※11：温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして新たに創設された税。

③河川・ため池の保全

- 国や兵庫県等の補助金を活用して、河川やため池の美化活動を行う市民団体等を支援し、美しい水辺環境の保全・創造を図ります。
- 河川やため池の整備・改修を行う際には、環境に配慮した自然を活かした水辺環境づくりに努めます。

■市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 森林保全活動、河川やため池の美化活動に積極的に参加します。	★	★
● 県産木材等の積極的な購入・活用に努めます。	★	★
● 開発事業等においては、水辺環境に配慮した工法の採用を検討します。		★
● 遊休農地の解消と拡大防止に努め、農地の再利用や有効利用に努めます。		★
● 環境保全型農業に取り組みます。		★
● 環境保全型農業により生産された農作物を優先的に購入します。	★	
● 環境保全型農業により生産された農作物を優先的に取り扱うとともに、消費拡大を目指したPRに努めます。		★
● 地場農産物を積極的に購入し、地産地消に貢献します。	★	★

（2）生物多様性の保全

■小野市の取り組み

①希少野生動植物の保護

- 兵庫県や市民団体等との連携によって、希少野生動植物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、持続的かつ計画的な保護活動に取り組みます。
- 市民の野生動植物への関心を高めるため、「兵庫県版レッドリスト」に掲載されている希少野生動植物が多く生息・生育するなど、関連情報をホームページ等で分かりやすく発信します。

②外来生物対策の推進

- 市内で確認されているアライグマやセアカゴケグモ等の特定外来生物の危険性や見分け方等について情報提供を行います。
- 国や兵庫県、近隣自治体、市民団体等との連携によって、ヒアリ等の人的被害を及ぼす新たな特定外来生物の侵入初期段階での早期発見や定着阻止に向けた対策を推進します。
- 外生生物被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）の普及啓発を図ります。
- 在来生物の保護を図るため、兵庫県や市民団体等との連携によって、外来生物の生息・生育状況の把握に努めるほか、必要に応じて防除を行うことで、被害拡大の防止を図ります。

③野生鳥獣・害虫対策の推進

- 「小野市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、アライグマ、ヌートリア等の野生鳥獣による農作物被害の低減に向けた各種対策を推進します。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加えて、生ごみや農作物の収穫残渣を放置しないよう、農業関係者等に周知を行っていただくなど、地域での取り組みを徹底することによって、野生鳥獣の出没しにくい環境づくりを推進します。
- 捕獲した野生鳥獣の有効活用のため、食肉利用等の活用方法を検討します。
- 人的危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ等の害虫に対する対策を推進します。



アライグマ（出典：環境省 HP）

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 野生動植物の保護や生息・生育環境の保全に向けた活動に積極的に参加します。	★	★
● 外来生物を山や河川等に放したり、飼育や栽培、運搬は行いません。	★	★
● 外来生物の生息・生育状況等に関する情報を提供します。	★	★
● 有害鳥獣による農作物被害の防止に地域ぐるみで取り組みます。		★
● 有害鳥獣の生息状況や生息環境等に関する情報提供に協力します。		★

（3）自然とのふれあいの推進

■ 小野市の取り組み

①自然とふれあう場と機会の拡充

- 「水辺の楽校」等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、その魅力の情報提供に努めることで、自然とふれあう機会の拡充を図ります。
- 自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できるような自然観察会やイベントを企画・開催します。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 自然とふれあうことができる場や機会に積極的に参加します。	★	
● 自然とふれあうことができる場や機会の創出に協力します。		★
● 身近な動植物に興味を持ち、自然とふれあう機会を持つよう心がけます。	★	

3. 環境目標 3【資源循環】

(1) 廃棄物の3Rの推進

■ 小野市の取り組み

① リデュース（発生抑制）の推進

- ごみの処理量や処理経費等の情報提供により、ごみの発生抑制の必要性について意識啓発を図り、ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。
- 食材の使い切り、食べ残しをしない食べきり、生ごみの水切りの「3キリ運動」を展開し、手付かずの食品・食べ残しといった食品ロスの削減や生ごみの減量を推進します。
- 食品ロスを削減するため、飲食店等と連携した「30・10（さんまる いちまる）運動^{※12}」や、フードドライブ^{※13}の活動等の普及促進を図ります。
- 生ごみ処理機を用いた生ごみの堆肥化等に関する情報提供や啓発活動を行い、生ごみの減量化を促進します。
- マイバッグ持参率の向上を図るため、市民団体と連携したイベントでのマイバッグの配布等の広報活動や、小売店等と連携したマイバッグの利用促進や過剰包装の抑制に向けた取り組みを推進します。
- マイクロプラスチック^{※14}による海洋汚染への対策の観点からも、レジ袋等のワンウェイプラスチックの使用削減について啓発を行います。
- 物品購入の際には、可能な限りグリーン購入に努めるとともに、市民や事業者への普及促進を図ります。

② リユース（再使用）の推進

- リユースショップやフリーマーケットの活用により、不用家具や子育て用品、衣類等の再使用を促進します。
- イベント等でリユース食器を利用することで、意識啓発を図ります。
- 繰り返し利用可能なマイカップ、マイ容器、マイ箸等の利用促進を図ります。

※12：会食や宴会において、「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という運動。

※13：家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動。

※14：プラスチックごみのうち、大きさが5mm以下のもの。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

③リサイクル（再生利用）の推進

- ごみと資源物の適正な分別排出を徹底するため、「ごみカレンダー」、「ごみ大百科」等の配布や、ホームページ等で普及啓発を図るとともに、適正な分別排出ができていない場合には、回覧による分別啓発や警告ステッカーを貼って取り残しを行います。
- 学校PTAや自治会等の団体が行う資源集団回収を支援し、市民の自主的・積極的なリサイクル活動の活性化を図ります。
- 可燃ごみへの混入割合の高い紙類等の資源物を適切に回収するため、普及啓発の強化を図ります。
- スーパーマーケットをはじめとした小売店における食品トレイ等の店頭回収、家電量販店における小型電子機器等の店頭回収など、事業者による自主的な資源物の回収の取り組みを促進し、事業者と連携しながら、市民の店頭回収の利用を促進します。
- 資源物の店頭回収等に取り組む事業者を、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」（スリム・リサイクル宣言の店）として募集・指定し、ホームページや広報誌等で店頭回収への協力を呼びかけます。
- 市民が資源物を分別・排出しやすいよう、資源回収の新たな拠点として、紙類等の資源物の市営回収ボックスの設置を検討します。
- 家庭や自治会等の清掃活動により発生する草・枝・木等の有効活用を図るため、堆肥化やチップ化等の処理方法について検討します。
- リサイクルのさらなる推進を図るため、容器包装プラスチックをはじめとする分別品目の拡大や、リサイクルセンターの設置を検討します。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 水切りをするなど、生ごみを減らす工夫をします。	★	★
● 食材の使い切りや食べきりによって、食品ロスの削減に努めます。	★	★
● 飲食店等では、小盛りメニュー等の導入による食べ残しの削減や、賞味期限切れの商品の削減やリサイクルなど、食品ロスの削減に努めます。		★
● 宴会等や食事会での食べ残しを削減する「30・10運動」に取り組めます。	★	★
● 生ごみ処理機等を利用し、ごみの減量化や堆肥化に取り組めます。	★	
● 買い物際には、マイバックを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう努めます。	★	
● マイバック持参の呼びかけや優遇措置の導入により、レジ袋の削減に取り組めます。		★
● リユースショップやフリーマーケットを活用して、使えるものは長く使います。	★	
● 使い捨て商品の購入は控え、長期使用に耐える商品の購入に努めます。	★	

● 再使用可能な商品の製造・販売に取り組みます。		★
● ごみは決められた排出ルールに従って分別するとともに、資源物に付着した汚れを取り除くよう努めます。	★	★
● 資源物の店頭回収や地域での資源集団回収の活用等によって、リサイクルに積極的に取り組みます。	★	
● 資源物の店頭回収に協力します。		★
● エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を優先的に選択するよう努めます。	★	★
● リサイクルに配慮した製品の製造・販売に取り組みます。		★
● リサイクル技術の研究開発に取り組みます。		★

(2) 廃棄物の適正処理の推進

■ 小野市の取り組み

① 廃棄物の適正な処理体制の確保

- ごみの長期的な適正処理を確保するため、小野クリーンセンターや最終処分場等のごみ処理施設の長寿命化を図ります。
- 適正処置困難物の適正な処理ルートの確保とホームページ等で情報提供を行い、適正な処理が行われるよう努めます。

② 事業系廃棄物の適正処理の推進

- 小野クリーンセンターと連携し、小野商工会議所を通じて、事業系廃棄物の適正な分別及び減量化について市内事業者への啓発活動を行います。
- 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出しないよう、市内事業者への指導を行います。
- 今後、急増が見込まれる使用済太陽光発電設備の適正処理について、国や兵庫県の動向を把握しながら、市内事業者への指導を行います。

③ 不法投棄の防止と監視体制の強化

- 不法投棄監視カメラや啓発看板の設置、土地所有者への適正管理に関する指導など、不法投棄の未然防止に向けた対策を推進します。
- 不法投棄監視パトロールを兵庫県、警察、市民ボランティアと連携のうえ実施し、不法投棄の監視体制の強化を図るとともに、不法投棄物の早期発見・撤去に努めます。
- 市民や事業者のモラル向上を図るため、市内の不法投棄の現状を整理した「小野市不法投棄マップ」の配布や広報誌等を通じた啓発活動を推進します。



不法投棄監視パトロール

④高齡化社会に対応した廃棄物処理体制の構築

- 「ハートフルごみ収集制度」や「粗大ごみ有料戸別収集制度」など、高齢者や障害者が安心して暮らせるようなごみの処理体制を構築します。

⑤災害廃棄物処理体制の構築

- 震災や水害等の大規模災害において、災害廃棄物を迅速に処理できるよう、国や兵庫県、近隣自治体のほか、事業者との応急体制を構築します。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 3Rに積極的に取り組み、ごみ処理施設の延命化に協力します。	★	★
● 水銀等の有害化学物質を含むごみは、ルールに沿って分別・廃棄します。	★	★
● 事業系ごみの排出抑制及び再生利用に積極的に取り組みます。		★
● 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に分別します。		★
● ごみの不法投棄を行いません。	★	★
● ごみの不法投棄物を発見した際には、関係機関への速やかな通報に努めます。	★	★
● 所有地を適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。	★	★

4. 環境目標 4【安全・快適】

(1) 安全・安心な生活環境の保全

■ 小野市の取り組み

① 大気環境の保全

- 兵庫県と連携して、市内の大気汚染物質の常時監視を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、大気環境の保全に関する市民意識の高揚を図ります。
- 光化学スモッグ※15の注意報等や、微小粒子状物質（PM2.5）※16の注意喚起情報が発令された場合は、広く市民に注意喚起を行います。
- 兵庫県と連携して、工場・事業場に対する規制基準の遵守など、大気環境の保全に向けた指導を徹底します。
- アイドリングストップをはじめとする環境に配慮した運転方法であるエコドライブについて普及啓発を行い、自動車の走行に伴う窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）の排出抑制を図ります。
- 野外焼却が一部の例外を除いて禁止されていることをホームページや広報誌等で周知を行うとともに、多発している地域については回覧物等で意識啓発を行います。
- 警察や消防等との連携を強化し、違法な野外焼却の防止に向けた行為者への指導を徹底します。

② 水環境の保全

- 市内河川を対象とした水質調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、水環境の保全に関する市民意識の高揚を図ります。
- 兵庫県と連携して、工場・事業場に対する規制基準の遵守など、水環境の保全に向けた指導を徹底します。
- 公共下水道の整備を推進するとともに、下水道処理区域内の未接続世帯については、早期接続を促します。
- 公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外の世帯については、設置補助等によって合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水の適正処理を推進します。
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する指導を徹底します。

※15：夏季に多く、日射が強く風が弱い日に、光化学オキシダント（O_x）が大気中に滞留した結果、空がかすんで、白いモヤがかかったようになる現象。光化学オキシダント（O_x）は、工場・事業場や自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称で、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等の植物へも影響を与えます。

※16：大気中に浮遊する粒子状物質（PM）のうち、粒径が2.5μm以下のもの。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されています。

③騒音・振動・悪臭の防止

- 市内主要道路を対象とした騒音調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、騒音の防止に関する市民意識の高揚を図ります。
- 工場・事業場に対する規制基準の遵守など、騒音・振動・悪臭の防止に向けた指導を徹底します。
- 自動車の走行に伴う騒音・振動を低減するため、道路管理者と連携して、道路構造対策や道路の適正な維持管理を検討します。
- 近隣に配慮した生活マナーの普及啓発を行い、苦情の未然防止を図ります。

④有害化学物質対策の推進

- 市内のダイオキシン類調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、有害化学物質による環境汚染への市民意識の高揚を図ります。
- 兵庫県と連携して、有害化学物質を使用・貯蔵している工場・事業場に対する排出抑制・適正管理の遵守や、化学肥料や化学合成農薬の適正利用の徹底など、土壌汚染の防止に向けた指導を徹底します。
- PRTR（化学物質排出移動量届出）制度^{※17}の周知徹底を図り、有害化学物質の適正管理を推進します。
- 兵庫県と連携して、建築物解体工事等に当たっては、アスベスト飛散防止対策が適正に行われるよう、事業者への指導を行います。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 光化学スモッグの注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報を入手し、発令時には外出を控える等の対応に努めます。	★	★
● 苦情の発生要因となる違法な野外焼却は行いません。	★	★
● 自動車を運転する際は、エコドライブの実践に努めます。	★	★
● 下水道処理区域内の世帯は、公共下水道への早期接続に努めます。	★	★
● 下水道処理区域外の世帯は、合併処理浄化槽の設置に努めます。	★	★
● 合併処理浄化槽の定期的な検査を受けるなど、適正な維持管理に努めます。	★	★
● 近隣に騒音や悪臭を発生させないよう、生活マナーに配慮します。	★	
● 規制基準の遵守はもとより、工場・事業所から発生する環境負荷を可能な限り低減します。		★
● 有害化学物質の排出抑制や適正管理に努めます。		★
● アスベストの含有が確認された建築物の解体の際には、飛散しないよう適正な対策の徹底に努めます。		★

※17：有害化学物質が、どの発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

(2) 快適な都市環境の保全

■ 小野市の取り組み

① 歴史・文化財の保存・継承

- 市民共有の財産である歴史・文化財を次世代に確実に継承していくため、適正な保存に取り組むとともに、地域の歴史・文化財の実態を把握するための調査を行います。
- 地域の歴史・文化財に関する情報の展示や冊子の刊行、専門家による講演会や見学会等を開催し、市民の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、ふれあう機会の充実を図ります。
- 地域の歴史・文化財の適正な保存・継承に携わる人材の確保・育成を図ります。
- 地域の歴史・文化財を観光資源として活用し、市内外に本市の魅力や特色等の情報提供を行います。

② 景観の保全・創造

- 加古川沿岸のおの桜つつみ回廊など、地域特有の景観資源を適正に保全し、魅力あるまちづくりに活かします。
- 「ガーデニングシティおの」を目指し、ハーブ系植物を中心とした緑地整備を推進することによって、統一感のある美しい都市景観の創造を図ります。
- 良好な景観を保全していくため、屋外広告物の適正な設置に向けた指導に努めます。

③ 環境美化の推進

- 市民一人ひとりが主体的に環境美化に取り組めるよう、クリーンキャンペーンなど、地域の環境美化活動の普及啓発に努め、市民・事業者・市民団体の参加を促進します。
- ごみのポイ捨ての禁止や犬等のペットの排泄物の適正処理など、市民一人ひとりのルールやマナーの向上を図るための普及啓発を行います。

④ 公園の整備・管理

- 市民の暮らしにうるおいと安らぎを与える身近な憩いの場として、みどりあふれる公園の整備を、公園の適正配置や統廃合等も考慮しながら推進します。
- 公園の災害避難場所としての機能等の拡充を図っていきます。
- 公園を多くの市民にとって親しみやすいものとするため、地域住民との協働による適切な維持管理を推進します。

⑤空家等の適正管理

- 「小野市空家等対策計画」に基づき、危険空家等の実態調査の実施によってデータベースを整備し、空家等の所有者に対する適正管理に向けた指導を行うとともに、空き家バンク制度の普及促進による空家等の利用促進を図ります。
- 空地等を活用して、防災上危険な密集市街地への防災空地や防災道路の整備を推進します。



危険空家等の実態調査

⑥人と環境にやさしい公共交通体系の構築

- 「小野市地域公共交通網形成計画」に基づき、今後の市内開発や少子高齢化のさらなる進展も見据えて、誰もが利用しやすく市民の暮らしを支えることができる、人と環境にやさしい公共交通体系の構築を推進します。
- 高齢者や子ども等の交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバス「らん♡らんバス」の増車・ルート拡充やデマンドバスの活用を図り、公共交通空白地の解消に努めます。



らん♡らんバス

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 地域の歴史や文化についての理解を深め、歴史・文化財の保護・継承に向けた活動に参加します。	★	★
● 地域特有の景観について関心を深め、良好な景観の保全・創出に向けた活動に参加します。	★	★
● 住宅や建築物を新築・改築する際には、周辺環境に調和したデザインとなるよう配慮します。	★	★
● 屋外広告物を設置する際には、まちなみに調和するよう配慮します。		★
● 空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ては行いません。	★	★
● クリーンキャンペーン等の地域の環境美化活動等に積極的に参加します。	★	★
● ペットを飼育する際はマナーを守り、排泄物の放置や放し飼い等を行いません。	★	
● みんなが快適に利用できるよう、地域の公園や緑地の維持管理活動に積極的に参加します。	★	★
● 所有する空家や空地の適正な管理に努めます。	★	★

5. 環境目標 5【地域力】

(1) 環境学習・教育の推進

■ 小野市の取り組み

① 環境学習・教育の充実

- 地域の恵まれた環境を次世代に継承していくために、市民団体等と連携し、子どもから大人まで幅広い世代が楽しく、気軽に参加することができる環境イベント等の開催・充実を図り、市民の環境意識の高揚を図ります。
- 次世代を担う子どもたちの環境意識の高揚を図るため、森林や河川等の豊かな自然を生きた教材として活用した自然観察会等の学習プログラムの検討を行い、魅力ある環境学習・教育を推進します。
- 環境学習・教育に積極的に取り組む小・中学校を支援するとともに、学校等からの要望に沿った学習テーマの出前講座を実施します。



里山ハイキング

② 環境学習・教育を支える人材の育成・確保

- 兵庫県の環境学習・教育に関する総合相談窓口である「ひょうごエコプラザ」と連携し、地域の環境学習・教育を支える人材を確保し、環境セミナー等の講師として活用できる体制を構築します。
- 環境セミナー等を通じて、地域の環境学習・教育を支える環境リーダーの育成を図ります。

③ 環境に関する情報収集・提供

- 地域の環境の状況や環境基本計画の進捗状況等について、毎年度の環境報告書である「小野市の環境」等を通じて情報提供を行い、本市が推進している環境施策の進捗状況を見える化します。
- 国や兵庫県、市民団体等が発信する環境情報を積極的に収集し、市民や事業者へ情報提供を行います。
- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、ホームページや広報誌のほか、SNS等も活用しながら、世代に応じた効果的な手法でわかりやすく情報提供を行います。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 自然観察会や環境セミナー等に積極的に参加し、地域の環境について理解するとともに、環境保全に関する知識を深めます。	★	
● 家庭内で環境問題について話し合う機会を設けるとともに、子どもと環境の大切さを学びます。	★	
● 従業員の環境教育を実施するとともに、環境に関連する研修会等への参加を奨励します。		★
● 環境学習・教育の機会に積極的に参加して、地域の環境リーダーを目指します。	★	
● 専門分野を活かし、地域の環境リーダーの育成に協力します。		★
● 地域の環境の状況や本市が発信する環境情報を収集し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取り組みの実践に役立てます。	★	★
● 地域の環境情報を積極的に提供します。	★	★

（２）環境保全活動の推進

■ 小野市の取り組み

① 連携・協働による環境保全活動の推進

- 市民団体等が取り組む様々な環境保全活動を積極的に支援し、活動の活性化を図ります。
- 環境保全活動に取り組む主体間のネットワークを構築し、連携・協働の強化を図るとともに、連携・協働を望む主体間のコーディネートを行います。
- 地域で環境保全活動に積極的に取り組む市民や事業者、市民団体等を表彰するなど、そのアイデアやノウハウを広く周知し、環境保全活動の活性化を図ります。

② 環境保全活動への参加機会の創出

- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を希望する市民等と活動者を望む主体間のコーディネートを行います。
- 環境保全活動への参加に対して、ポイントを付与し、ポイント数に応じて市内共通商品券等の景品と交換できる仕組みを検討し、参加意識の高揚を図ります。

■ 市民・事業者に期待される取り組み（例示）

	市民	事業者
● 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に積極的に参加します。	★	★
● 環境保全活動を行っている主体間で積極的に情報交換を行い、連携・協働して活動を進めていきます。	★	

6. リーディングプロジェクト

(1) リーディングプロジェクトの位置づけ

目指すべき環境像の実現に向けて、計画の全体を先導的にリードし、計画全体の効果を高める施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけ、重点的に推進していきます。

「リーディングプロジェクト」は、行政・市民・事業者が連携・協働して取り組んでいける施策を、5つの環境目標ごとに以下の3つの視点から整理しています。

- 日常生活において気軽に取り組み、長続きできるもの
- 地域に根付き、他の取り組みに波及効果が期待できるもの
- 市民及び市民団体、事業者等が連携・協働して取り組むことができるもの

(2) リーディングプロジェクトの内容

■【低炭素】地球温暖化防止プロジェクト

①プロジェクトの内容

施策	内容
持続可能な自家消費型ライフスタイルへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭用太陽光発電設備の導入効果の情報発信による再生可能エネルギーの導入促進 ● 家庭用蓄電設備の導入促進による持続可能なエネルギーの地産地消、災害に強いまちづくりの推進
地球温暖化対策率先行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次小野市地球温暖化対策率先行動計画」に基づいた公共施設から排出される温室効果ガスの削減 ● 先進的な省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備が導入される小野市新庁舎等を地域の先行事例としてモデル化することによる類似施設への波及 ● 小野市新庁舎等に導入される省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入効果の情報提供による地域への波及
「COOL CHOICE」の認知・実践	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境イベント等における市民・事業者への「COOL CHOICE」の普及啓発活動の推進
気候変動への適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動の影響に係る情報収集及びリスク情報の発信 ● 局地的な短時間豪雨等による浸水被害の軽減を図るための各種対策の推進

②プロジェクトで目指す目標値

指標	基準値	目標値 (令和 12 年度)
太陽光発電設備を導入している世帯の割合	16.7% (令和元年度)	22.0%
蓄電設備を導入している世帯の割合	2.1% (令和元年度)	10.8%
市の事務事業に係る二酸化炭素排出量	5,147t-CO ₂ (平成 30 年度)	4,382t-CO ₂
熱中症搬送患者数	60 人 (令和元年度)	50 人
雨水対策整備率	46% (令和元年度)	60%

■【自然共生】人と自然との共生プロジェクト

①プロジェクトの内容

施策	内容
森林が有する多面的機能の維持・発展	● 「森林環境譲与税」等を活用した森林整備の計画的な推進
有害鳥獣による農作物被害の低減	● 「小野市鳥獣被害防止計画」に基づいた侵入防護柵の設置に対する補助や、猟友会等との連携や狩猟免許の取得補助による捕獲体制の強化
害虫による人的被害の防止	● 「スズメバチ駆除費補助金交付制度」による人的被害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣の早期駆除の促進

②プロジェクトで目指す目標値

指標	基準値	目標値 (令和 12 年度)
保全している里山林面積	63ha (平成 29 年度)	63ha
有害鳥獣による農業被害額	5,423 千円 (平成 29 年度)	3,796 千円
スズメバチ駆除費補助金による累計駆除数	25 件 (平成 30 年度)	70 件

■【資源循環】ごみ減量化・資源化プロジェクト

①プロジェクトの内容

施策	内容
生ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材の使い切り、食べ残しをしない食べきり、生ごみの水切りの「3キリ運動」の普及啓発 ● 生ごみの堆肥化の推進及び堆肥の活用方法の検討 ● 食べ残しや賞味期限切れの食品廃棄物の飼料化の検討 ● 事業者等と連携したフードドライブ活動の推進
ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営の無料回収ボックスの設置や雑紙の回収袋の全戸配布等による古紙類の資源化の推進 ● 「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」(スリム・リサイクル宣言の店)等を活用した拠点回収の拡大による容器包装プラスチックの資源化の推進 ● 「小野市シルバー人材センター」と連携した剪定枝葉のチップ化の推進
マイバッグ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● マイバッグ利用の普及促進活動の推進 ● マイバッグ持参率調査の実施

②プロジェクトで目指す目標値

指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和12年度)
1人1日あたりのごみ排出量	885g	800g
リサイクル率	9.4%	20%
マイバッグ持参率	62.2%	90%

■【安全・快適】持続可能で安全・快適な暮らしの実現プロジェクト

①プロジェクトの内容

施策	内容
公害の未然防止に向けた監視・指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染物質・水質・騒音・ダイオキシン類など、継続的な環境モニタリングの実施及びデータの公表 ● 兵庫県と連携した工場・事業場への指導の徹底
不法投棄防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域一体となった不法投棄監視パトロールによる「不法投棄を許さない」まちづくりの推進 ● 不法投棄監視カメラの設置 ● 「小野市不法投棄マップ」の作成・配布による意識啓発
美しい都市景観の創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 「おのガーデニングボランティア」との連携による育苗活動及び植栽活動の推進
地域の環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンキャンペーン等を通じた市民一人ひとりの環境美化意識の高揚 ● 河川環境美化活動等を通じた海洋プラスチックごみ問題への意識啓発
公共交通空白地の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバス「らん♡らんバス」の増車・ルート拡充やデマンドバスの活用

②プロジェクトで目指す目標値

指標	基準値	目標値 (令和12年度)
不法投棄発生件数	121件 (平成30年度)	100件
不法投棄監視カメラ設置数	3台 (平成30年度)	12台
不法投棄防止地区数	43地区 (平成30年度)	50地区
おのガーデニングボランティア会員数	100人 (平成30年度)	120人
育苗した苗の配布団体数	1,400団体 (平成30年度)	1,700団体
危険空家等数	54件 (平成30年度)	40件
環境美化活動年間参加者数	30,000人 (令和元年度)	30,000人
河川環境美化活動団体数	1団体 (平成30年度)	2団体
らん♡らんバス年間利用者数	183,781人 (平成30年度)	300,000人

■【地域力】環境学習推進プロジェクト

①プロジェクトの内容

施策	施策の内容
環境意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">● 幅広い世代が楽しく、気軽に参加することができる環境イベント等の開催・充実化● 小・中学校への環境学習出前講座のテーマの充実化● 毎年度の環境報告書である「小野市の環境」の作成・公表● ホームページ、広報誌、SNS 等の多様な媒体の活用した幅広い世代への環境情報の効果的な発信方法の検討

②プロジェクトで目指す目標値

指標	基準値	目標値 (令和 12 年度)
ごみ出前講座の参加者数	25 人 (令和元年度)	50 人
地球温暖化防止活動イベントの参加者数	200 人 (平成 30 年度)	350 人

第5章 計画の推進体制と進行管理

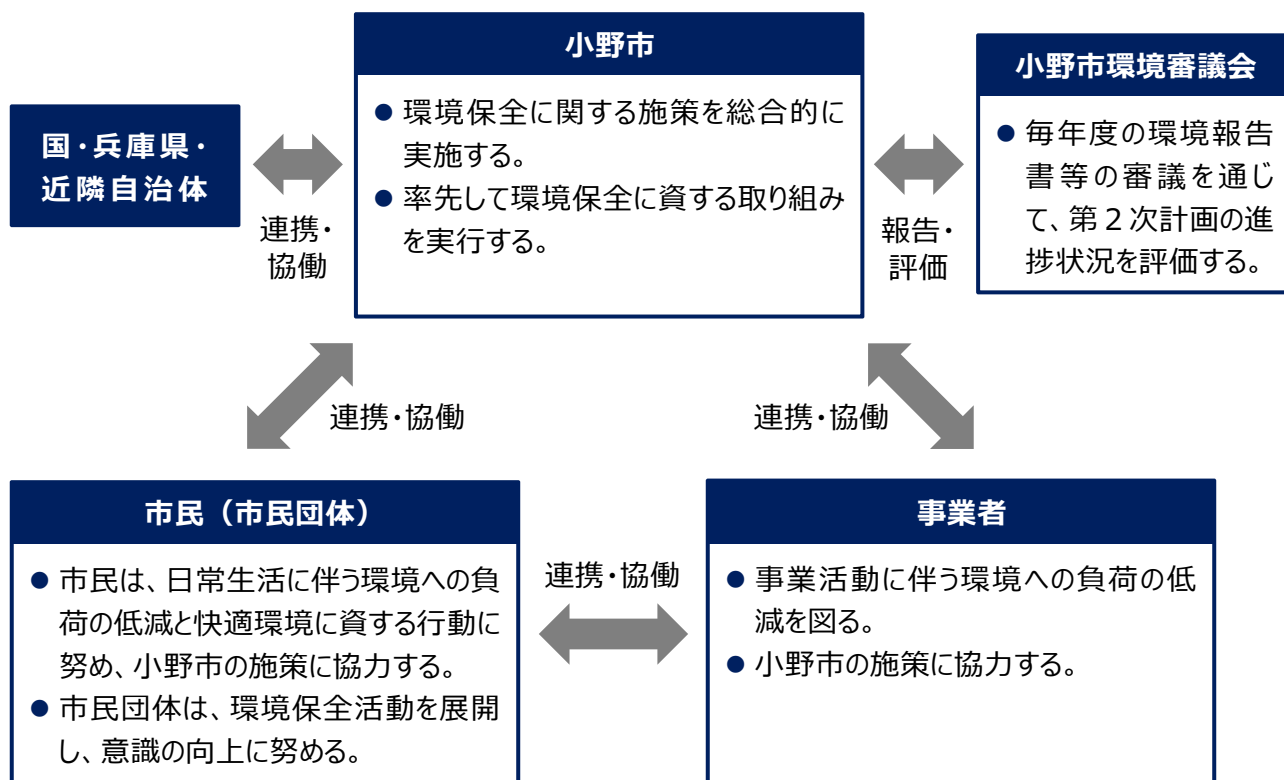
1. 計画の推進体制

第2次計画の推進にあたっては、行政・市民・事業者がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して環境に配慮した取り組みの推進を図っていくための体制づくりが必要不可欠です。

そのため、本市が中心となって、国・兵庫県・近隣自治体と連携・協働しながら環境施策を推進するとともに、市民・事業者に対して関連する取り組みの普及啓発を図りながら、計画の推進を図っていきます。

また、関係各課より環境施策の実施状況を収集・把握し、その結果をとりまとめた環境報告書を「小野市環境審議会」に報告することで、第2次計画の進捗状況を毎年度評価します。

第2次計画の推進体制は、以下に示すとおりです。



2. 計画の進行管理

第2次計画の進行管理は、以下に示すPDCAサイクルに則って行います。

本市は、環境施策の実施状況を毎年度評価し、その結果を踏まえて計画の改善を図りながら、目指すべき環境像の実現に向けて着実に取り組みを推進していきます。

